

2020年10月16日

市議会議員のみなさまへ

松江市民のための新庁舎建設を求める会

先般は、市議会において、私たちが求めた住民投票条例案についてご審議いただき、まことにありがとうございました。私たちは、民主主義の実現を目指して同案を提出しましたが、それが実現しなかったことは大変残念です。議会で決定された以上、結果は受け入れざるを得ませんが、その決定が下されるまでの経緯で、市民として看過できない問題もあったと考えます。それは市民にとって重大な問題ですので、市民の負託を受けた議員のみなさまのお考えをぜひお聞きしておきたく、アンケートを実施することにいたしました。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは公開することを前提に回答いただければと存じます。

アンケートへの回答はこの用紙に直接ご記入いただき、同封の封筒に入れて

10月30日(金)までにご返送ください。

FAX やメールでお送りいただいても結構です。

FAX 番号:0852-28-3363 メールアドレス:info@matta.jp

=====

Q1 お名前をご記入ください。(新井 昌禎)

Q2 このたびの住民投票条例案についての審議を振り返って、どのように思われますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- ① 難しかった 2. どちらかと言えば難しかった
3. どちらかと言えば簡単だった 4. 簡単だった

Q3 市長は、「いろんな手続きが終わってしまった以降に直接請求を出されるということは、ある意味で権利の乱用だ」と述べたことがありました。これについて、どう思われるか、お答えください。

市長の発言なので、コメントは差し控える。

一般的に考えれば、直接請求は、権利の乱用ではないと考える。

Q4 市議会は、私たち請求代表者に意見陳述の機会を与えましたが、質疑を行なう参考人招致はしませんでした。参考人招致をしなかったことは、問題がなかったのでしょうか。当てはまる番号に○をつけてください。またその理由をお示してください。

- ① 問題はなかったと思う 2. どちらかと言えば問題はなかったと思う
3. どちらかと言えば問題があったと思う 4. 問題があったと思う

(理由)

議会運営委員会の中で、検討した結果であり、問題はなかったと思う。

Q5 私たちは、「市は、この新庁舎建設事業について十分な情報を市民に伝えておらず、市民が議論に参加する機会をつくる努力が不足していた」と再三指摘してきました。これについて、どうお考えか、お答えください。

情報提供のあり方には、課題があったと考えるが、引き続き、市民との対話により、新庁舎建設事業に対する理解を得る必要があると思う。

Q6 市議会の議論の中で、「住民投票ではなくとも、市民アンケートなどで住民の意向・意思の把握は可能である」という意見も出されました。こうしたアンケートで市民の意向や意思を把握する市民アンケートの実施について、どうお考えですか。

1. 行なうべきだ ② 行なってもよい 3. 行なうべきではない

(理由)

様々な方法で市民の意見を聞くことは大切だと考える。

Q7 今回の住民投票条例案の採決では、どのような点を重視しましたか。

これまでの議会における論議経過と請求代表者の意見陳述の内容および事業の緊急性と将来のコスト負担を総合的に判断した。

また、今回の住民投票条例案では、住民の意思が反映できる明確な選択肢になっていなかった。

Q8 住民投票を求めた市民に伝えたいことをご記入ください。

新庁舎建設事業に対して高い関心を持ち住民投票条例制定の直接請求に至った意味は大きく、議会としても真摯に受け止めなければならない。

引き続き、市政に対する意見や要望などを提起してもらいたい。

これで質問は終わりです。市民のため、松江市のため、真剣に考えてお答えいただいたこと、感謝いたします。ありがとうございました。